

第6次みよし市行政改革大綱

平成28～32年度

平成28年2月

みよし市

目次

はじめに	P.1
------	-----

第1章 策定の背景

1 これまでの行政改革	P.2
2 第5次行政改革の成果	P.3
3 さらなる改革の必要性	P.4

第2章 行政改革の基本方針

1 基本方針	P.6
2 改革の視点	P.6
3 計画期間	P.7
4 推進体制	P.7
5 進行管理	P.7

第3章 行政改革の重点項目

1 効率的な行政運営の推進	P.8
2 民間活力の有効活用及び市民との協働の推進	P.8
3 健全で安定した財政運営と公有財産適正化の推進	P.8
4 多様な人材育成・活用の推進	P.8

はじめに

全国規模で進展している人口減少・少子高齢化などによる社会情勢の変化や、市民ニーズの多様化など、行政を取り巻く環境は常に変化しています。

また、国の進める地方分権改革の進展により住民に最も身近な自治体である地方公共団体の役割は一層大きくなり、自治体それぞれの判断と責任のもとで地域の特色を生かした自主的・自立的な行財政運営が求められています。

本市の財政状況においては、これまでの景気悪化の影響で税収は落ち込んでいましたが、本市の基幹産業である自動車関連産業等の堅実な企業業績により回復基調にあります。しかし、歳出面では、社会福祉関連の経費の増加や老朽化が進む公共施設の維持・管理費の増加など多くの課題を抱えており、今後も厳しい財政状況が見込まれます。

こうした状況の中において、本市のまちづくりの基本となる「みよし市総合計画」に掲げるめざす将来像を実現するため、今後も効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、次代の本市を担う子どもたちが、「本市に住み続けたい」と将来においても思えるように中長期的な経営戦略に主眼を置き、行政改革を不断の取組と位置づけ「第6次みよし市行政改革大綱」を策定します。

今後の改革については、今までの成果と課題を踏まえ、事業の整理や歳出の削減をめざして取り組むだけでなく、市民に身近な基礎自治体としての強みを生かし、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できるような体制を築き、市民の満足度を一層高められるよう限られた経営資源を有効に活用し、成果の向上に努めていきます。

市民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成28年2月

みよし市長 小野田 賢 治

第1章 策定の背景

1 これまでの行政改革

本市における行政改革は、昭和57年1月に設置した「行政問題検討会議」による取組から始まり、昭和60年10月には、「行政改革推進本部」並びに「行政改革推進委員会」を設置し、事務事業の見直しなど7項目を柱とした「三好町行政改革大綱」を策定しました。

そして、平成8年3月には、バブル経済の崩壊など社会経済状況の急激な変化を背景として、さらなる改革を進めるため、行政の情報化の推進等による行政サービスの向上などを重点項目とした「第2次三好町行政改革大綱」を策定しました。

その後も、市民に最も身近な基礎自治体として社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、三度の行政改革大綱の策定を行い、全庁をあげて積極的に改革に取り組んできました。

みよし市の行政改革大綱の策定状況

策定期間	名称	計画期間
昭和60年10月	三好町行政改革大綱	昭和60～62年度
平成8年3月	第2次三好町行政改革大綱	平成8～12年度
平成13年3月	第3次行政改革大綱	平成13～17年度
平成18年3月	第4次行政改革大綱 (三好町行政改革戦略プラン)	平成18～22年度
平成23年3月	第5次行政改革大綱	平成23～27年度

2 第5次行政改革の成果

現行の第5次行政改革大綱に基づく平成23年度から平成27年度までの計画期間において、「市民から信頼される行政サービスの提供」、「市民・地域との協働によるまちづくり」、「行政の透明性の向上と情報の公開」、「効果的・効率的な財政運営」、「政策、施策が立案できる人材の育成」を推進項目として取り組んでいます。平成23年度から平成26年度までに、これらの取組により、254,563千円の効果を上げました。

行政改革の効果 (単位：千円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	計
効果額	68,460	65,365	105,464	15,274		254,563

第5次行政改革（H23～26年度分）の主な実績

取組項目	実績
さんさんバスの路線見直し	効果額 3,667千円
緑丘児童クラブの小学校での開設	H26年度から開設
黒笹保育園の民間移管	H26年度から移管
認知症サポーターの養成	7,541人を養成
行政評価システムの充実	効果額 91,013千円
防犯灯のLED化	H26年度で整備完了
公用車の低公害化、低燃費化	公用車のエコカー率 96.5%
有料広告による財源の確保	効果額 11,940千円
受益者負担の見直し	H24年度実施 効果額 7,920千円
補助金の見直し	H23,26年度実施 効果額 22,810千円
市県民税の報奨金廃止	H24年度から 効果額 6,753千円
固定・都市計画税の報奨金廃止	H26年度から 効果額 52,572千円
職員給与の見直し	効果額 7,637千円

3 さらなる改革の必要性

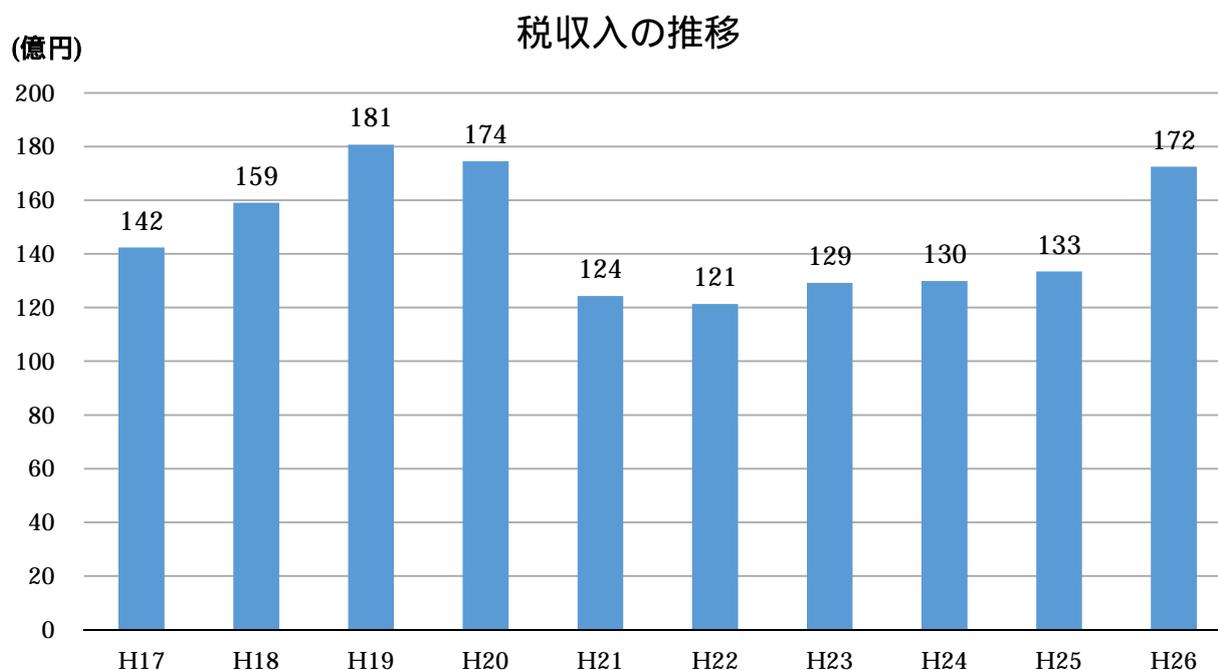
本市の財政状況は、長らく続いたデフレによる不況の影響から税収は減少していましたが、緩やかに回復しつつあります。しかし、今後の見通しは必ずしも明るいとは言えません。

このような状況のもと、少子高齢化による扶助費^(注)などの社会保障にかかる義務的経費の増加が見込まれる一方で、これまでに整備した公共施設などが老朽化し順次更新時期を迎えることから、維持管理費や大規模な修繕費が今後発生してくるなど、必要となる経費も増加することが見込まれています。

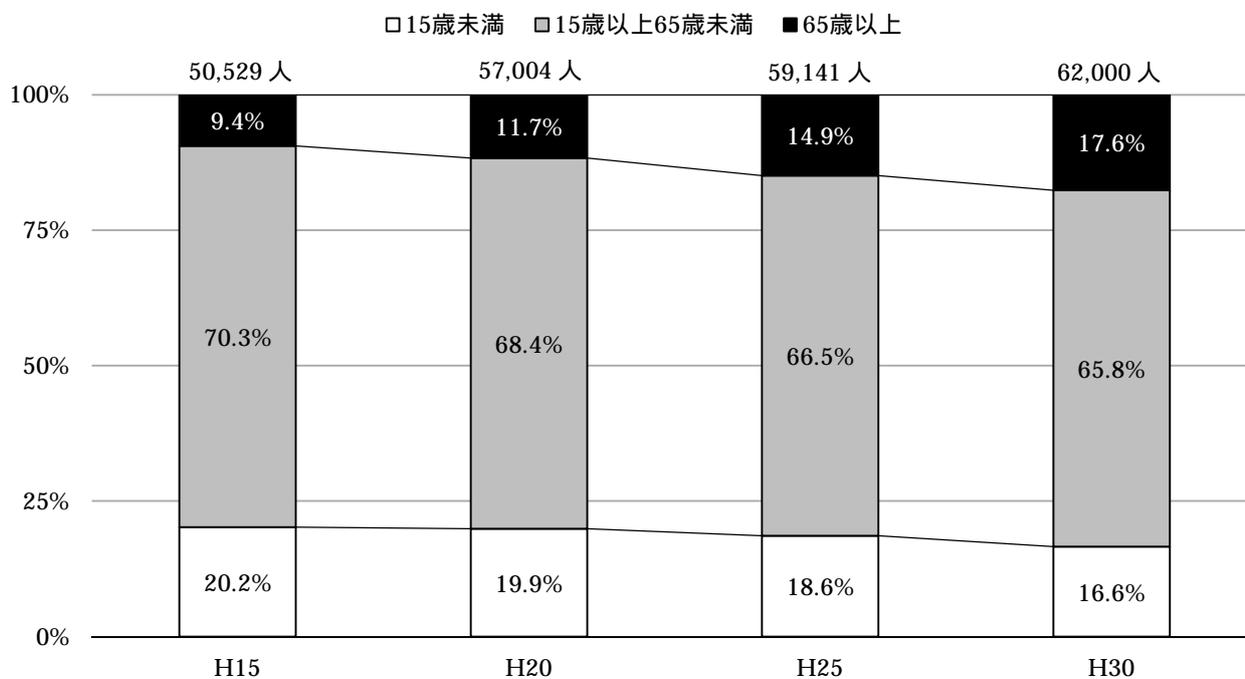
また、市民のニーズや社会情勢も常に変化し続けるものであり、それらに対して迅速かつ適切に対応していく必要があります。

これらの課題に取り組んでいくためにも、限られた財源のもと、効率的・効果的な行財政運営を行い、質の高い行政サービスを提供できるよう引き続き自主的な行政改革に取り組む必要があります。

(注) 扶助費とは、社会保障制度の一環として、高齢者、児童の保護者、生活困窮者、心身障がい者等に対して行っている様々な支援に要する経費。

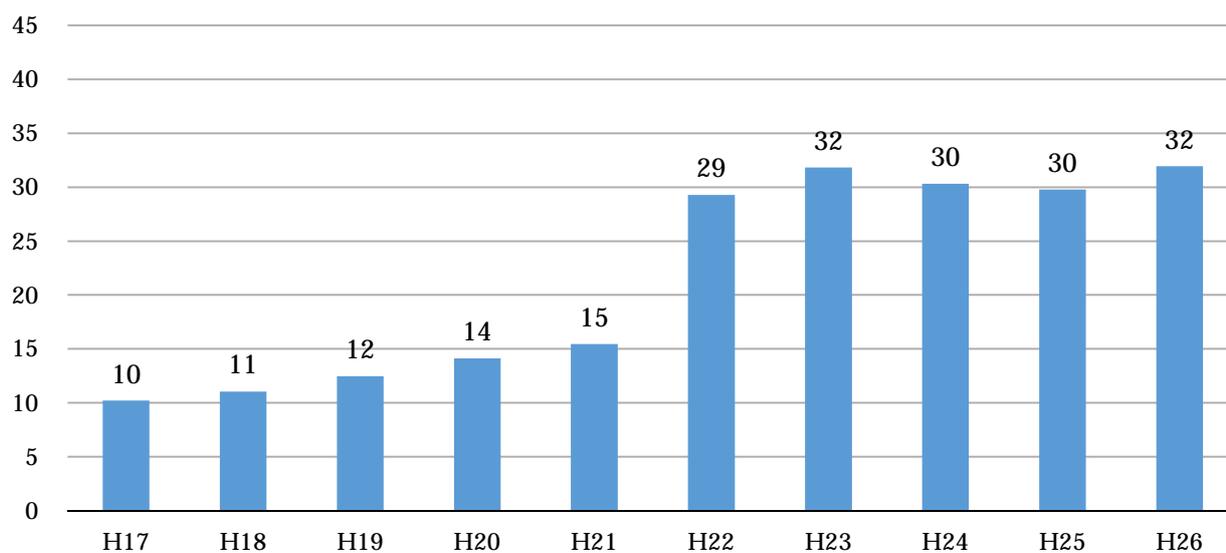


年齢3区分別人口割合の推移と予測



扶助費の推移

(億円)



第2章 行政改革の基本方針

1 基本方針

第6次行政改革大綱では、第5次大綱における取組の成果と課題を踏まえ、単に経費の削減だけに目を向けるのではなく、職員一人一人が創意工夫をし、市民目線に立ったより質の高い行政サービスを提供するとともに、市がめざす将来像の実現に向けて、みよし市総合計画を推進する行財政体制を確立することを基本方針として行政改革を進めます。

2 改革の視点

改革の基本方針に基づき、次の視点を持って改革を進めます。

(1) 市民に質の高い行政サービスを提供する視点

常にコスト意識を持って事務事業の見直しをすることは重要ですが、単に経費の削減に目を向けるだけでは、行政サービスの質の低下を招くおそれがあります。最少の経費で最大の効果が得られるように、市民から信頼され、満足度の高いサービスを提供することに努めます。

(2) 民間活力の有効活用及び市民との協働による視点

限られた職員数で効率的に質の高い行政サービスを提供するためには、民間の経営資源（人、モノ、資金、情報など）を積極的に活用することが不可欠です。また、公共サービスの提供を市だけで行うのではなく、市民・地域団体・NPO・企業など多様な主体が適切に役割分担をし、協働により行うことを進めていきます。

(3) 市の経営資源を最大活用する視点

質の高い行政サービスを提供するためには、限られた経営資源（人、モノ、資金、情報など）を最大限に活用できるように、人材育成、公有財産の利用規模などの適正化、健全な財政運営などを進めていきます。

3 計画期間

この大綱の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 推進体制

市長を本部長とする「みよし市行政改革推進本部会議」を中心に、全庁的な体制で取り組みます。

5 進行管理

行政改革を効率的に推進するために、この大綱に基づいて具体的な取組内容や成果指標、実施年度等を定めた、「みよし市行政改革アクションプラン」を策定します。

この大綱及び行政改革アクションプランの進行管理は、「みよし市行政改革推進本部会議」で行い、外部有識者で構成する「みよし市行政改革推進委員会」に報告し提言等を受けるものとしします。

また、毎年度の取組状況を市民に公表し、幅広く意見をいただきながら取組を進めます。

第3章 行政改革の重点項目

改革の推進にあたっては、前述の改革の視点に立ち、次の4つを重点項目として取り組みます。

1 効率的な行政運営の推進

高度化・多様化する行政課題に的確に対応するために、機能的な組織体制への見直し、事務事業の見直し、さらに行政内部だけでなく他の自治体との連携を図り、効率的な行政運営を推進します。

- (1) 機能的・効率的な組織への見直し
- (2) 事務事業の見直し
- (3) ICT(情報通信技術)の積極的な活用
- (4) 窓口サービスの向上
- (5) 自治体連携の推進

2 民間活力の有効活用及び市民との協働の推進

限られた経営資源で質の高い行政サービスの提供するために、民間の経営資源を積極的に活用していくとともに、市民・地域団体・NPO・企業等と、これまで以上に多分野において協働していくことを推進します。

- (1) 民間委託の推進
- (2) 指定管理者制度の活用
- (3) 大学との連携の推進
- (4) 市民との協働の推進

3 健全で安定した財政運営と公有財産適正化の推進

持続可能で安定した財政基盤の維持と、多様な市民ニーズに応えるために弾力性のある財政運営を推進します。また、行政サービスの基盤をなす公有財産については、社会状況等を踏まえ、効率的・効果的な維持管理を推進します。

- (1) 健全な財政運営の推進
- (2) 積極的な財源の確保
- (3) 受益者負担の適正化
- (4) 補助金等の適正化
- (5) 公営企業・特別会計の健全な運営
- (6) 公有財産の適正な管理・運用

4 多様な人材育成・活用の推進

職員一人一人の資質向上を図り、地域の様々な課題に対して、自主的に取り組み解決していくことができる人材の育成をするとともに、新たな人材確保のあり方についての見直しや外部人材の活用を推進します。

- (1) 職員定員の適正管理
- (2) 給与等の適正化
- (3) 人材育成の充実
- (4) アドバイザー等外部人材の活用
- (5) 再任用・臨時職員の任用方法の見直し